

## 山武郡市広域水道企業団有料広告掲載要綱

制 定 平成27年3月30日

改 正 平成30年3月26日

(趣旨)

第1条 この要綱は、山武郡市広域水道企業団（以下「企業団」という。）が新たな財源確保のために、企業団の資産を広告媒体として活用し、有料による広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「広告媒体」とは、企業団の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

(掲載できる広告の内容等)

第3条 掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 企業団の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に掲げる営業に該当するもの又はこれに類するもの
- (4) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
- (5) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの
- (6) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (7) 虚偽又は誇大な表現で不適切なもの
- (8) 企業団が推奨しているものと誤解を招くおそれのあるもの
- (9) 情報の真偽及び出所が明確でないもの
- (10) 山武郡市広域水道企業団水道事業の設置等に関する条例（昭和49年条例第1号）第3条第2項に掲げる給水区域（以下「給水区域」という。）に事業所等を有するもので水道料金を滞納し、掲載を希望するもの
- (11) その他掲載する広告として適当でないと企業長が認めるもの

2 前項第1号から第9号までに規定する掲載基準については、企業長が別に定めるものとする。

(広告の掲載順位)

第4条 広告を掲載する優先順位は、次の各号のとおりとする。

- (1) 公社、公団、公益法人その他非営利団体に係る広告
- (2) 私企業のうち、企業団の給水区域内に事業所等を有するものの広告
- (3) 前2号に該当しない者の広告

(広告の規格等)

第5条 広告の規格、枠数、広告掲載料、広告の作成方法等は、当該広告媒体ごとに企業長が別に定めるものとする。

(広告掲載希望者の募集等)

第6条 企業長は、申込期間等必要事項を定め、広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）を募集するものとする。ただし、必要に応じて、第3条の規定を踏まえ、掲載対象者を選定して直接依頼することができるものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載希望者は、広告掲載申込書（別記第1号様式）に掲載しようとする広告案を添えて、企業長に申し込まなければならない。

(広告掲載の決定等)

第8条 企業長は、前条の申込みがあったときは、申込期間終了後、次条に規定する企業団有料広告掲載審査委員会による審査を経て、当該広告の掲載の可否を決定するものとする。

2 前項に規定する広告掲載の可否決定を行うに当たり、同一の広告募集枠に、第4条に規定する広告の掲載順位を同じくする複数の掲載申込みがあったときは、申込者にくじを引かせ決定する。

3 企業長は、広告掲載の可否を決定したときは、広告掲載可否決定通知書（別記第2号様式）によりその結果を広告掲載希望者に通知するものとする。

(有料広告掲載審査委員会の設置)

第9条 広告媒体に掲載する内容について審査する機関として、企業団有料広告掲載審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、事務局長、次長、技監、総務課長、企画財政課長、業務課長、施設課長をもって組織する。

3 委員会に、委員長を置き、委員長にあつては事務局長の職にある者を充てる。

4 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

6 委員会の事務局は、企画財政課に置く。

(会議の開催)

第10条 委員長は、広告の掲載希望の申込みがあったとき、速やかに委員会の会議を開催し、審査を行うものとする。

2 委員会の会議は、委員長が議長となり、会議を統括するものとする。

3 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(会議結果の報告)

第11条 委員長は、委員会の会議の結果を速やかに企業長に報告しなければならない。

(広告掲載料の納付)

第12条 第8条の規定により、広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、広告掲載料を企業長の指定する期日までに、一括して納入しなければならない。ただし、企業長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告主の責任等)

第13条 掲載した広告の内容及び維持管理に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告主は、掲載した広告について、企業長から、内容の修正又は破損、汚損等をした場合の修復等を求められたときは、自らの負担で速やかにこれを行わなければならない。

(広告掲載決定の取消し)

第14条 企業長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載決定を取り消すことができる。

- (1) 印刷物等の編集上支障があるとき。
- (2) 広告主が企業長の指定する期日までに原稿を提出しなかったとき。
- (3) 広告主が広告掲載料を納付しなかったとき。
- (4) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (5) 広告主の倒産、破産等により、広告を掲載する必要がなくなったとき。

2 前項の規定により、広告掲載決定を取り消したときは、広告掲載決定取消通知書（別記第3号様式）により、当該広告主に通知するものとする。

(広告掲載料の返還等)

第15条 企業長は、広告掲載料が納付された後に広告主の責めによらない理由により、広告が掲載できなくなったときは、当該広告掲載料を返還する。

2 企業長は、広告掲載決定後、広告主の責めに帰すべき理由により、広告掲載が中止になったときは、既納の広告掲載料を返還しない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、企業長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。